



山形県公報

令和4年9月27日(火)
第341号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 有害図書類の指定……………(女性・若者活躍推進課) ……925
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……926
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……927
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……928
- 一般競争入札の公告……………(こころの医療センター) ……933

告 示

山形県告示第736号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
872	実話ナックルズウルトラVOL. 21	68546-97	株式会社大洋図書	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
873	別冊ラヴァーズVOL. 10	68546-92	株式会社大洋図書	
874	臨時増刊ラヴァーズVOL. 27	68547-13	株式会社大洋図書	
875	昭和の不思議101 2022年 秋の男祭号	68547-18	株式会社大洋図書	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

876	まんが金が稼げる!!悪のお仕事大図鑑	53456-24	株式会社コアマガジン	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
877	まんが現代日本最悪の詐欺大事典	53456-25	株式会社コアマガジン	

山形県告示第737号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
 - (1) 名 称 丹生川漁業協同組合
 - (2) 住 所 尾花沢市北町一丁目10番5号
- 2 漁業権の免許番号
内共第10号
- 3 変更の内容
第7条第1項の表中「友釣り」を「友釣り、ルアー釣り」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和5年4月1日

山形県告示第738号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太鼓胴土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡真室川町大字大沢地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年9月20日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
北村山郡大石田町大字横山102番地
- 3 認可年月日
令和4年9月13日

山形県告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年9月27日から同年10月11日まで縦覧に供する。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市砂川字村下19番7から
同 前田56番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月28日

山形県告示第741号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
飽海郡遊佐町直世地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年6月13日から同年8月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第742号

次の開発行為は、完了した。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和4年9月7日 指令村総建第260号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市神町北一丁目5831番5、5831番12、5832番2、5832番4、5832番11、5832番15、5832番16
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号 株式会社薬王堂

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和5年1月27日まで縦覧に供する。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ米沢泉町店
米沢市泉町一丁目1911 番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512 番地	青 木 宏 憲

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512 番地	青 木 宏 憲

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年5月13日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,344平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 51台
- (2) 駐輪場の収容台数 38台
- (3) 荷さばき施設の面積 60平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前9時
ロ 閉店時刻 翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和4年9月12日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年1月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃				摘要			
						収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ 一ト1号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	一般用	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	3DK	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600		同
同 2号	同	同	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600		
同	同	同	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600		单身可
同 3号	同	2DK	60.3	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,100	38,200		同
同	同	3DK	74.0	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800		
同	同	同	74.0	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800		单身可
同 春日アパー ト1号	同 春日五丁 目2-43	同	58.4	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400		
同 2号	同	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300		
同 3号	同	2DK	61.5	1	同	20,900	24,200	27,600	31,200	35,600	41,100		单身可
同	同	3DK	75.6	1	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500		同
同	同	同	75.6	1	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500		
同 玉の木アパ 一ト	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		单身可
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		

同 成島アパー ト1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,700	单身可
同 2号	同 2-95	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,000	28,200	32,300	37,200	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	单身可
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	同
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,000	26,500	30,400	34,200	39,100	45,100	
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	
同	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	单身可
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 2号	同	同	72.9	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同	同	同	72.9	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	单身可
同 3号	同	同	72.9	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同	同	同	72.9	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	单身可
同 桜木アパー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	同
同 2号	同 1229-1	同	59.3	2	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 関口アパー ト1号	同 宮内352 -3	2DK	57.2	1	同	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,100	单身可

同 糠野目ア パート	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	3DK	51.2	2	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同	同	同	51.2	2	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	単身可
同 大町アパー ト	同 高島695- 12	同	58.0	4	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	同
同 糠野目第2 アパート	同 福沢南21-2	同	62.6	2	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	同
同	同	同	62.6	2	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同 館之北アパ ート	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	70.7	1	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	単身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年10月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和4年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和4年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立こころの医療センター医療情報システムサーバ更新整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年9月27日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市北茅原町13番地1 山形県立こころの医療センター 2階 中会議室
- (2) 日時 令和4年11月7日（月）午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立こころの医療センター医療情報システムサーバ更新整備業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
鶴岡市北茅原町13番地1 山形県立こころの医療センター総務経営課
電話番号0235(64)8100
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立こころの医療センター総務経営課で交付するほか山形県の

ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。（以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年10月21日（金）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書を令和4年10月17日（月）午後5時までに山形県立こころの医療センター総務経営課に提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立こころの医療センターの都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Hospital information system server update work of Yamagata Prefectural Mental Medical Center : 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. November 7, 2022
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Mental Medical Center, 13-1 Kitachiwaramachi, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0038 Japan TEL 0235(64)8100